【貸主の判断で、商業施設を閉鎖した場合】

自民党・経済政策研究会「商業施設の休業と賃料に関する緊急要望」関連資料

本来、テナントを使用収益させる義務

① 貸主が使用収益させない

借主 ⇩ 貸主

② 賃料、減免される

本来、賃料を支払う義務

- 賃貸借契約に特約がない限り、貸主が閉鎖した場合、賃料は民法に従って減免。しかし、ルールを知らない借主も少なくない。　→　部分閉鎖、借主側が「先行・自主」休業など、ケースごとに政府指針が不可欠。
- 賃料減免の場合には負担が生じる貸主へ（小幅減免なら借主にも）、賃料維持では借主に、一定の公的支援が必要。